

# 令和6年度県政広報県政広報テレビCM制作業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と株式会社●●●（以下「乙」という。）とは、県政広報テレビCMの制作業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

## （目的）

第1条 甲は、テレビCMを通じて県の施策や事業を県民に認知させ、県政に対する理解を得るため、県政広報テレビCMの制作業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

## （委託期間）

第2条 委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## （委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、総額金\_\_\_\_,\_\_\_\_円（うち消費税額及び地方消費税額金\_\_\_\_,\_\_\_\_円）とし、一回の委託料は、金\_\_\_\_,\_\_\_\_円（うち消費税額及び地方消費税額金\_\_\_\_,\_\_\_\_円）とする。

## （契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には利息をつけない。

3 甲は、乙が委託業務を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に、甲を被保険者とし第1項の金額以上の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を甲に提出したときは契約保証金を免除する。

※佐賀県財務規則第115条第3項第4号又は第7号に該当する場合※

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号（第7号）の規定によりこれを免除する。

## （委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別に定める令和6年度県政広報テレビCM制作業務委託仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

## （再委託）

第6条 乙は、甲の承諾を得て、委託業務の一部を再委託することができるものとする。

2 前項の場合において、乙は、再委託した業務の全てについて責任を負わねばならない。

## （権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

## （完了報告書の確認）

第8条 乙は、一回の委託業務を完了したときは、直ちに完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、

合格又は不合格の旨を通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 前2項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第9条 乙は、甲から前条第2項の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲が前項に定める支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じて、年●.●%の割合で算定した遅延利息を支払うものとする。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第10条 乙の責めに帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、遅延日数に応じ、委託料に年●.●%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。なお、この場合においても、甲の損害については、乙は賠償の責めを負うものとする。

（著作権等）

第11条 乙が委託業務により制作した県政広報テレビCMの著作権（この委託業務を通じて制作者が新たに作成したデータやイラスト、文章、写真、映像、音声、キャラクター、編集物なども含む）は甲に帰属するものとする。佐賀県に著作権が帰属するこれらの素材について、甲はホームページやYouTube、イベントなどで無償で二次利用できるのものとし、乙はそれを妨げないものとする。

（著作者人格権、肖像権）

第12条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、県政広報テレビCMに関する著作者人格権を行使しないものとし、出演者等が著作者人格権及び肖像権を行使しないことを保証するものとする。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託契約期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 乙は、前項の規定により甲が解除したときは、契約金相当額（解除時点で計算し得る年間総額）の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、この違約金は甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 前項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年 **●. ●%** の割合を乗じて計算した金額（ただし、100 円未満は切り捨て）を遅延利息として支払わなければならない。

（損害賠償）

- 第 14 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 天災その他の乙の責めによらない事由によって、番組の全部又は一部の制作が不可能となった場合は、乙は甲に対して賠償の義務を負わない。ただし、この場合においては、甲乙協議のうえ、制作委託料の減額又は制作スケジュールを変更することができるものとする。

（個人情報の保護）

- 第 15 条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。

（契約費用）

- 第 16 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の費用とする。

（存続事項）

- 第 17 条 本契約終了後も、第 11 条（著作権等）、第 12 条（著作者人格権、肖像権）、第 14 条（損害賠償）、及び本条は有効に存続するものとする。

（協議）

- 第 18 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県政策部  
広報広聴課長

乙